

鞍手の魅力を伝える取組を応援します！

鞍手町シティプロモーション等推進事業補助金 （平成30年度事業の募集）



※平成30年度の補助事業の公募のため、町において次年度の予算措置が講じられた場合にのみ行うものとなります。

町民等で構成した団体の皆さんのが自主的に行う事業（町のイメージや集客力を高める事業・協働によるまちづくり事業等）の提案による芸術、文化、スポーツ、青少年育成などの公益性の高い事業や活動で、鞍手町の社会的、地域的な課題の解決や地域の活性化につながる事業を継続的に実施する団体に対し、その事業費の一部を補助します。

【補助金の要件等】

● 対象団体要件

- ① 20歳以上の構成員10人以上で組織され、かつ3分の2以上が町内に在住または在勤であること
- ② 営利を目的とした団体でないこと
- ③ 規約・会則等があり、会員等の名簿を備えていることなど

● 対象事業（1団体1事業まで）

- ① 保健、医療または福祉の増進を図る事業
- ② 伝統、文化、郷土芸能の振興を図る事業
- ③ 健康・スポーツの増進を図る事業
- ④ 安全・安心なまちづくりを推進するための事業
- ⑤ 生活環境の改善、景観保全または自然環境保全を図る事業
- ⑥ 子どもの健全育成を図る事業
- ⑦ 町の特性を生かした産業振興を図る事業
- ⑧ 個性豊かな住みよいまちづくりを構築するための事業

【補助金の交付期間】

△ 補助金交付期間：平成29年度から平成31年度まで

▽ 平成30年度実施期間：平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）までに実施する事業が対象です

【申込方法等】

● 申込書類：鞍手町シティプロモーション等推進事業補助金交付申請書（様式第1号）、実施計画書、収支予算書、役員及び会員等の名簿、団体の規約・会則の写し

● 申込締切：平成29年10月27日（金）

● 申込先：鞍手町役場政策推進課

政策係（〒807-1392
鞍手町大字中山3705番地）

● 申込方法：右記の申込書類を役場政策推進課政策係に持参または郵送してください。なお、提出書類の様式は役場政策推進課政策係で配布するほか、町ホームページからダウンロードすることもできます

● 番号：書類審査及びヒアリングを行います

● 問い合わせ：鞍手町役場政策推進課政策係（422局211番）まで

※事業の実施年度において、町及び他の公的機関から補助金等の交付を受けていない事業であること

※特定の個人及び団体のみが参加できる競技大会（イベント）は対象外です

● 補助金の額等
▽ 初年度：補助対象経費の5分の4以内の額（上限20万円）

※2年目以降の補助対象経費には変動があります

今月からスタート!!

月額最高2万円、最長3年間分の家賃を補助します！

新婚世帯・子育て世帯家賃補助制度

鞍手町では、新婚世帯・子育て世帯の定住を応援する制度をスタートします。

対象となるのは、平成29年10月1日以降に、鞍手町内の民間賃貸住宅にお住まいの新婚世帯・子育て世帯の人で、家賃の一部（月額最高2万円）を最長36か月（3年間）最大で72万円補助します。

新婚世帯家賃補助金



対象世帯

以下の①から④のすべてに該当すること

- ①申請時において夫婦の合計年齢が75歳未満の新婚夫婦（再婚でも対象となります）
- ②平成29年10月1日以降に婚姻届が受理された夫婦（婚姻届が鞍手町以外の市町村で受理された場合を含みます）
- ③鞍手町内に居住している夫婦（転入した人も含みます）
- ④婚姻の届出の日から6か月以内の申請であること

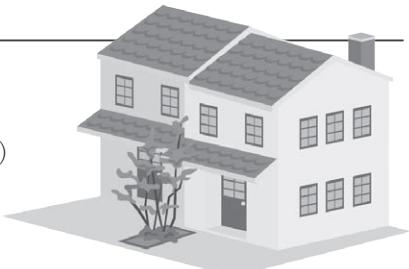


子育て世帯家賃補助金

以下の①から④のすべてに該当すること

- ①平成29年10月1日以降に鞍手町に転入した人(注1)
 - ②就学前のお子さんを扶養し同居している人（2親等以内）
 - ③転入前の3年間が鞍手町外の住民であること
 - ④転入日から6か月以内の申請であること
- (注1) 平成29年10月1日以前から鞍手町内に居住している人でも、平成29年10月1日以降に生まれたお子さんを扶養し同居する場合は対象となります。この場合は、お子さんの出生日から6か月以内の申請が必要で、③④の要件は不要です。

対象住宅



○鞍手町内にある民間賃貸住宅

（公営住宅、社宅や寮、3親等以内の親族が所有する賃貸住宅等は補助対象外）

○月額家賃が27,000円以上

（共益費、管理費、駐車場使用料等は含みません）

共通要件

以下のすべてに該当すること

- ・鞍手町の住民基本台帳に記録されていること
- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助、その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ・世帯員全員が、町税等（各種使用料及び手数料並びに各種資金の返還金等を含む）の滞納をしていないこと
- ・家賃を滞納していないこと
- ・世帯員全員が、鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する暴力団員並びに暴力団関係者でないこと

問い合わせ

鞍手町役場地域振興課まちづくり係☎ 0949-42-2111（内線342）